道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第五号様式備考(3)を削り、備考(4)を備考(3)とし、備考(5)から備考(10)までを一ずつ繰り上げる。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○外務省告示第三十七号

平成二十六年一月十七日にダルエスサラームで、ニューバガモヨ道路拡幅計画のための贈与に関する平成二十二年五月三十一日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　内容　贈与の限度額を「五十億九千五百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　サバシウス・リクウェリレ財務次官

平成二十六年二月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三十八号

平成二十六年一月十七日にダルエスサラームで、ダルエスサラーム送配電網強化計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ダルエスサラーム送配電網強化計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与額　三千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年三月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　サバシウス・リクウェリレ財務次官

平成二十六年二月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三十九号

平成二十六年一月十七日にホニアラで、ホニアラ港施設改善計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ホニアラ港施設改善計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　五千二百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年四月十七日まで

4　署名者

日　本　側　中嶋敏在ソロモン大使館大使

ソロモン側　コンネリー・サンダカバトゥ開発計画・援助調整大臣

平成二十六年二月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第四十号

平成二十六年一月二十日にトビリシで、グルジア政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がグルジア政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　貝谷俊男在グルジア大使

グルジア側　ノダル・ハドゥリ財務大臣

平成二十六年二月四日

外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第十七号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月四日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

本文中「表四十五」を「表四十六」に改める。

表一国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局函館視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表札幌高等専修学校商業実務高等課程経理科の項の次に次のように加える。

札幌スクールオブミュージック専門学校文化・教養高等課程総合芸術科	平成二十七年三月一日

表五秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院工業高等課程工芸美術科の項中「平成十五年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院文化・教養高等課程デザイン科の項中「平成七年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

秋田公立美術大学附属高等学院工業高等課程工芸美術科	平成二十七年四月一日
秋田公立美術大学附属高等学院文化・教養高等課程デザイン科	平成二十七年四月一日

表七郡山ドレスメーカー専門学校家政高等課程洋裁科の項の次に次のように加える。

国際アート&デザイン専門学校文化教養高等課程クリエイティブ総合学科	平成二十八年三月一日

表九国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局塩原視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科の項中「平成二十二年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十三大竹高等専修学校家政高等課程家政科の項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

大竹高等専修学校家政高等課程服飾科	平成二十五年四月一日

表十三大竹高等専修学校調理高等課程食物科の項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

大竹高等専修学校調理高等課程調理科	平成二十五年四月一日

表十三武蔵野東技能高等専修学校文化教養高等課程総合キャリア学科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表武蔵野東技能高等専修学校文化教養高等課程体育科の項の次に次のように加える。

武蔵野東高等専修学校文化教養高等課程総合キャリア学科	平成二十六年四月一日

表二十一東海文化専門学校服飾・家政高等課程ファッションクリエイト科の項中「平成十四年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東海文化専門学校服飾・家政高等課程服飾科の項の次に次のように加える。

東海文化専門学校服飾・家政高等課程未来デザイン科	平成二十五年四月一日

表二十二家政専門学校緑ヶ丘女学院家政高等課程家政科の項中「昭和六十二年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表菊武ビジネス専門学校商業実務高等課程商業科の項中「平成十年四月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。